

第48回 参議院契約監視委員会 定例会議議事概要

開催日	令和5年6月1日		
場所	Web 会議形式 参議院第二別館東棟1階 会計課会議室より配信		
出席委員氏名	委員長	奥 真美 (東京都立大学都市環境学部 教授)	
	委員	伊集 守直 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授)	
	委員	望月 崇 (公認会計士)	
審査対象期間	令和4年7月1日～令和5年3月31日		
抽出案件	5件		
一般競争入札	5件	契約件名	本館中央広間内装改修工事
		契約相手方	清水建設株式会社
		契約金額	53,790,000円 (変更契約後 59,510,000円)
		契約締結日	令和4年12月22日 (令和5年3月24日変更契約)
	5件	契約件名	第21委員会室ほか音響設備改修工事
		契約相手方	パナソニックコネクト株式会社
		契約金額	61,050,000円
		契約締結日	令和4年7月11日
	5件	契約件名	麴町議員宿舎西棟外壁その他改修工事 (22)
		契約相手方	株式会社松下産業
		契約金額	61,600,000円 (変更契約後 69,850,000円)
		契約締結日	令和4年8月17日 (令和5年2月16日変更契約)
	5件	契約件名	多チャンネル映像伝送サービスの提供及び保守業務
		契約相手方	NTT-ATテクノコミュニケーションズ株式会社
		契約金額	36,300,000円
		契約締結日	令和4年8月1日
5件	契約件名	会議録関連システムに係る設計・開発・移行・保守一式	
	契約相手方	東芝ITサービス株式会社	
	契約金額	341,000,000円	
	契約締結日	令和4年7月5日	

委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	(対象契約はいずれも妥当なものと認められた。)	

(別 紙)

意見・質問	回答
<p>1. 報告事項</p> <p>高嶋会計課長から、審議対象事案について口頭報告を省略し、既に配付済みである旨報告があった。報告文の概要は以下のとおりである。</p> <p>(1) 入札及び契約方式別の状況について</p> <p>(2) 1者応札・1者応募の状況及び聴取調査について</p> <p>営繕課及び電気施設課分に3件、会計課分に11件の該当があった。</p> <p>(3) 指名停止の運用状況について</p> <p>営繕課及び電気施設課分に2件の該当があった。</p> <p>(4) 談合情報への対応状況について</p> <p>該当がなかった。</p> <p>2. 抽出結果の報告</p> <p>抽出委員の伊集委員から、審議対象期間に締結した68件の契約のうち、一般競争入札から5件抽出した旨報告があった。</p> <p>また、各事案の抽出理由について、次のとおり説明があった。</p> <p>【抽出事案】</p> <p>A. 本館中央広間内装改修工事 一般競争入札方式（総合評価落札方式）[工事]</p> <p>B. 第21委員会室ほか音響設備改修工事 一般競争入札方式（総合評価落札方式）[工事]</p> <p>C. 麴町議員宿舎西棟外壁その他改修工事（22） 一般競争入札方式（総合評価落札方式）[工事]</p> <p>D. 多チャンネル映像伝送サービスの提供及び保守業務 一般競争入札方式（最低価格落札方式）[役務]</p> <p>E. 会議録関連システムに係る設計・開発・移行・保守一式 一般競争入札方式（総合評価落札方式）[役務]</p>	

事案Aは、契約金額が高い。仕様書作成の際に意見聴取を行っているものの、低入札価格調査の実施に至った経緯について確認したい。

事案Bは、1者応札案件であり、契約金額が高い。競争参加資格要件などの点で、一覧表の通番4（国会審議テレビ中継設備改修工事）と同様の状況にあるのか確認したい。

事案Cは、1者応札案件であり、契約金額が高い。説明書等配付事業者が一定数あったものの1者応札となった経緯や、今後の対応について確認したい。

事案Dは、1者応札案件であり、契約金額と落札率が高い。随意契約から競争入札に変更した経緯や狙いについて確認したい。今後の競争参加者の見通しについて確認したい。

事案Eは、1者応札案件であり、契約金額が高い。説明書配布業者が一定数いる中で、今後の競争参加の見通しについて確認したい。院内における次期システムのあり方に関する検討状況について確認したい。

3. 抽出事案の審議

委員から関係部署に対し質疑を行った。主なやり取りは以下のとおりである。

A. 本館中央広間内装改修工事

一般競争入札方式（総合評価落札方式）[工事]

① 本事案は、仕様書作成の際に複数の業者から意見聴取を行ったにもかかわらず低入札価格調査の実施に至っており、その経緯を伺いたい。

業者から意見聴取を行った項目は、一部の特殊な項目についてであり、その聴取相手先は材料の製造業者等である。

意見聴取を行った項目については、受注者の積算内訳と予定価格に大きなかい離は見られなかったが、意見聴取の対象ではない仮設工事費と共通費の項目で差が生じたため、低入札価格調査の実施に至っている。

② 本事案は、工事施工後に変更契約が締結されている。当初契約締結時においては、入札により経済効率性を確保しているが、変更契約は価格競争力が限定的になる。変更契約に一定の歯止めを設けるなど、費用総額の増大を防ぐ対策を立てることは可能か。

委員御指摘のとおり、変更契約は価格競争が働かないため、変更の必要性・合理性を精査し、当初発注時に予見できないもの等、必要最低限のものについて行っている。

③ 「必要最低限」についての定量的な基準はあるか。基準を設ける意向はあるか。

本院では、定量的な基準を設けていない。設計変更は当初発注時に予見できないもの等について行うため、基準を設けないこととしている。

④ 提出書類のうち、入札時に提出する工事費内訳書について、業者により記載内容に差があるように見受けられるが、統一的なフォーマットはないのか。

工事費内訳書は、入札説明書に書式・記載事項を定めている。業者によってはそれより更に詳細な書類を提出してくることもある。

<p>⑤ 当該年度内に、変更工事が必要な工事契約が複数ある場合、いずれも必要であれば変更（増額）できるのか、あるいは予算の制約を勘案し取捨選択することになるのか。</p> <p>⑥ 予算の状況によっては、必要性はあっても工事を追加できないということも起きるといふことか。</p>	<p>変更の必要が生じた場合は、予算が不足しないよう、その都度、優先順位に従って実施している。</p> <p>当該年度では対応できず、次年度に見送るといふこともあり得る。</p>
<p>B. 第21委員会室ほか音響設備改修工事 一般競争入札方式（総合評価落札方式）[工事]</p>	
<p>① 本事案は、以前は複数業者から応札があったが、今回は1者応札となっている。この原因をどう考えているか。</p>	<p>本事案については、複数業者から応札があった頃から企業・配置予定技術者に求める同種工事の実績等の条件は変えておらず、1者応札になった原因は不明である。その条件の内容は本工事を行う上で必要最低限の条件であり、これ以上緩和することは難しい。</p>
<p>② 入札説明書を取りに来た業者が1者とのことであり、本事案について興味を持っている業者自体が少ないと考えられる。まず入札説明書を配付する業者を増やせないか。例えば、別件で受注している業者に声掛けして知らせる機会を増やすことなどはできないか。</p>	<p>別件受注業者には、日頃より参議院ホームページや電子調達ポータルサイトを見てもらうよう伝えているが、個別案件ごとに声掛けをすることは、公平、中立性を保つため行っていない。</p>
<p>③ 改修対象となる委員会室等を増やし、工事の規模を拡大するなどした場合、業者がより関心を持つ可能性はないのか。</p>	<p>工事施工が可能な期間は国会の閉会中に限られているため、規模を大きくすると短期間に多くの工程を集中してこなさねばならず、更に業者が離れてしまう可能性がある。</p>
<p>④ 本工事は設備等の特殊性はあるか。</p>	<p>特にない。</p>

⑤ 以前は複数業者から応札があったとのことで、当面の対応としては様子を見るしかないのか。

新型コロナウイルス感染対策や半導体不足の影響もゼロではないと思われ、今後状況が変わる可能性もあるのではないかと考えている。

C. 麴町議員宿舎西棟外壁その他改修工事 (22)

一般競争入札方式（総合評価落札方式）[工事]

① 本事案は複数業者が入札説明書等を取りに来たものの、結果的に1者応札となっている。聴取調査の結果、技術者を配置することが難しくなったとのことであるが、今後応札者を増やすための対応策はあるか。

入札説明書等の配付事業者が5者であったが、競争参加資格確認申請書を提出したのは1者のみであった。参加申請しなかった4者への聴取調査の回答では、工事内容は問題ないが、技術者不足のため応札に至らなかったとのことである。人員を配置したいと思わせる魅力ある案件となるように、設計図面等をわかりやすくするなど工夫していきたい。

② 他の組織では、3回目まで入札を行って落札しない場合は随意契約とする方式もあると聞くが、参議院でも同様のルールがあるのか。

従来、慣例として2回目までを一つのめどとしているが、1回目から2回目の下げ幅を見て3回目で落札しそうであれば3回目以降を行っている。

③ 2回目までを一つのめどとしているということであるが、明文化されたルールはあるのか。2回で落札しないときはどうしているのか。

入札の回数について、内部規定等に明文化されたルールはない。

2回目まで開札し、予定価格とかい離がある場合には、予算決算及び会計令にのっとり随意契約の交渉に移行している。

④ 参議院のルールとして明文化が必要ではないか。すぐに明文化することが難しいければ、なぜ3回入札を行ったのか、判断の根拠を説明の中で加えてもらえるとあり

御指摘を踏まえ、判断の根拠を説明の中で加えるよう努めたい。

がたい。

D. 多チャンネル映像伝送サービスの提供及び保守業務

一般競争入札方式（最低価格落札方式）[役務]

- ① 随意契約から一般競争入札へ変更した経緯やねらい、今後の競争参加者の見通しについて確認したい。

これまでは長期継続契約（通信費）という解釈で随意契約としていたが、市場環境の変化もあり、一般競争入札に切り替えた。

電気通信分野では卸の形態が増えており、また、大手事業者の中でも、従来、本院が契約してきた業者以外にも同様の伝送サービス業務を行っているところがあるため、入札を行えば参入の可能性はあるという判断だったが、結果は1者応札となった。

本事案は毎月同額であり、総価契約として国庫債務負担行為がなじむものと認識しているが、今回は予算編成後に一般競争入札への切替えを決定したため、単年度歳出で5年前提条件を付けて入札に移行した。

次の調達は5年後である。変化の激しい分野なので、引き続き市場環境等の状況を注視していく必要はあるものの、入札を実施した上で、各社の経営判断を待ちたいと考えている。

- ② 本事案に参入し得る業者であっても、経済安保の観点から使用できる機器が限定されるために参入障壁になることはないのか。

仕様面での制約はないと考えている。

本院においても、政府側の動向を踏まえ、サプライチェーンリスク等の観点からの対応をとっており、一般論として制約がないわけではない。

ただし、本事案に関しては、衆議院の同種業務では他事業者が参入しており、本事案への参入障壁とはなっていないものと考えている。

(②の回答を受けて)

新規業者に参入してもらおうとする際に、新規業者としては「自分たちが想定していない障壁があるのではないか」という不安感を持つものなので、現行業者と対等

に情報が得られる状況とすることで複数者の参入がより期待できると考える。

- ③ 営繕・電気施設課の事案において、仕様書作成に当たり、業務全体ではなく、業務の一部について業者から意見を聴取する取組を行っているものがあった。本事案においても、業務の一部について他の業者から意見聴取を行うことにより、現行業者への一種の牽制、シグナリング効果が期待できないか。

E. 会議録関連システムに係る設計・開発・移行・保守一式

一般競争入札方式（総合評価落札方式）〔役務〕

- ① 本事案は8者が入札説明書を取りに来たものの1者応札となっている。今後のシステムの在り方に関する検討状況や競争参加者の見通しについて伺いたい。

- ② 仮に今後、院内の他のシステムとの設備共同化を行う場合、関係者が多くなることが想定される。システムの作り込みにおいては、要件定義や、ユーザーとして受け入れられる条件の設定等を行うに当たって、原課とシステム部門等との連携が重要になると考える。それぞれの部課室の要望を参議院一体として業者に的確に伝えることが可能となる枠組みの構築について、現在検討されているか。

- ③ 原課とシステム部門の連携の必要性については、本委員会においても度々議論さ

他業者に対してもヒアリングなどを行っており、現行業者以外とコンタクトが全くない訳ではない。

入札をシステム（本案件）と機器（令和5年度調達）で分ける取組を行ったが、結果として1者応札となった。

今後のシステムの展開については、院内の情報システム全体の見直し等について議論が行われている。

情報システム全体の見直し等の検討結果を受け、具体的にどのような調査をしていくか等の更なる検討が行われる予定である。その際に必要な要件定義等を絞っていく。

記録部、設備の共同化を検討中の部署とも、原課A（業務・システム所管課を指し、

<p>れており、次期システムの導入に当たっては留意いただきたい。</p> <p>(③の回答を受けて) 次期システムの導入に当たっては、関係者間でしっかりコミュニケーションを取るよう留意いただきたい。</p> <p>④ 契約の在り方について、システム「一式」とまとめると業務の規模感が大きく、参入し難いとする業者も、調達単位を切り分け複数業者がそれぞれ担当する形なら参入しやすくなるか。</p> <p>また、システムの機能面についても、原課の要望をモジュール化し、構築することにより「一式」での調達を脱することができないか。</p>	<p>概算要求に関しては直接会計課と調整を行い、調達に関しては主体的に調達関係書類の作成を行う部署。また、システムの開発・運用に関しては主体的に事業者と調整を行う部署。)に区分されており、システム部門は総合的な立場からのフォローとなる。御指摘については重く受け止め、関係者間で情報共有を密にしていきたい。</p> <p>今後検討していきたい。</p>
---	---